

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 役員に慶弔見舞金を支給する場合

**Q** : 会社が役員に慶弔見舞金を支給する場合、どんな点に注意したらいいですか？

**A** : 役員に対する慶弔金が福利厚生費として認められるには、一定の条件を満たしておかなければなりません。

### 【解説】

役員や従業員が結婚した場合や家族に不幸があった場合には、慶弔見舞金を支給する会社が多いと思いますが、この慶弔見舞金は世間一般で広く行われていることから給与課税は行われず、福利厚生費として処理することができますとされています。

また、この場合には、受け取った役員や従業員にも所得税はかかりません。

しかし、慶弔見舞金だったらどんなものでも福利厚生費になるかというのではなく、福利厚生費として認められるためには次の条件を満たしておく必要があります。

これらの条件を満たさないものは、福利厚生費として認められず、給与となり、役員の場合であれば賞与として損金不算入となってしまいますので注意してください。

- ① 社内規定に基づいて支給したものであること
- ② 支給額が世間並みの金額であること
- ③ 役員と従業員との慶弔見舞金がバランスの取れたものになっていること。

